

## 砂防等施設維持管理ボランティア活動支援事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、長野県が管理する砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）において、草刈り及び土砂の除去等に取り組む組織の活動を支援することを目的とする。

### (組織)

第2条 この事業に取り組む組織は、自治会、地域住民団体、企業又は学校等で次条に規定する活動を実施し、第6条に規定する確認書を交わした者とする。

### (支援対象活動)

第3条 この事業で支援する活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 砂防等施設の草刈り、土砂の除去等
- (2) その他事業の推進に資する活動

### (支援対象経費)

第4条 当該砂防等施設を管理する建設事務所長若しくは砂防事務所長（以下「事務所長」という。）は、前条に掲げる活動に要する資材等のうち、別に定める範囲内で支援することができる。

### (実施申込書の提出等)

第5条 支援を希望する者（以下「希望者」という。）は、砂防等施設維持管理ボランティア活動支援事業実施申込書（様式1）を、事務所長に提出する。

2 事業活動を停止する場合は、砂防等施設維持管理ボランティア支援事業活動報告書（様式4）及び砂防当施設維持管理ボランティア活動支援事業活動停止申込書（案）（様式5）を、当該砂防等施設を管理する事務所長に提出する。

(確認書の交付)

第6条 事務所長は、前条第1項に規定する申込みが合った場合は、事務所長は希望者と協議し、砂防等施設維持管理ボランティア活動支援事業確認書(様式2)を取り交わす。

(活動計画書の提出等)

第7条 希望者は、4月末日までに砂防当施設維持管理ボランティア支援事業活動計画書(様式3)を事務所長に提出する。

2 希望者は、活動終了後速やかに砂防等施設維持管理ボランティア支援事業活動報告書(様式4)を事務所長に提出する。

(活動箇所)

第8条 活動の箇所は希望者と事務所長が協議して定める

(市町村との連携)

第9条 事務所長は、この事業の効果的な運用を図るため、活動箇所の存する市町村(以下「市町村」という。)に必要な協力を要請する。

(その他)

第10条 対象施設が複数の事務所にまたがる場合は、「事務所長」を「砂防課長」と読み替えることができる。

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月25日から施行する。